

平成19年4月から 国保高額療養費（入院時）の 立て替え払いが不要になります

平成19年4月から、入院時の窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります。

これまでの高額療養費制度は、いったん医療費の自己負担分を医療機関の窓口で支払った後、国保から自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として払い戻される仕組みでした。

今回の改正では、最初から自己負担限度額までしか、医療機関から請求されないこととなります。このことにより、後から払い戻しを受ける手間がかからなくなります（1）。

ただしこの適用を受けるには、住民税非課税世帯の人は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」が、上位

所得者と一般世帯の人は「**限度額適用認定証**」が必要となりますので、**役場町民福祉課の国保窓口**に**認定証の交付申請**をしてください（2）。なお申請には、印鑑と保険証が必要です。

- 1 これまでも70歳以上の方の入院については、限度額までの支払いで済みましたが、改正により69歳以下の方にも適用されることとなります。
- 2 認定証は、国保窓口への交付申請が必要ですが、保険税の滞納があると交付されません。必要な方は、申請と保険税の納付を忘れないようにご注意ください。

◎問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

◎高額療養費の支給例 医療費が100万円だった場合（70歳未満、一般世帯）

これまでの手続き

自己負担分30万円（100万円の3割）を医療機関窓口で支払う。（食事代と部屋代は含まれないため、別途支払いが必要）
役場町民福祉課の国保窓口で高額療養費の申請を行う。
自己負担限度額87,430円（ ）と自己負担分30万円との差額212,570円の払い戻しを受ける。
 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%$
= 87,430円

4月からの手続き

医療機関の窓口で、自己負担限度額87,430円を支払う。



制度を利用するためには、**限度額適用認定証の交付**を受ける必要があります。

町国民健康保険歯科診療所の 診療時間が変わります

平成19年4月1日から、平泉町国民健康保険歯科診療所の診療時間が、右の通りとなりますのでお知らせします。

今回の変更は火曜日、木曜日の午後の診療時間を14時から18時15分までとするものですが、検診などにより曜日を変更することもあります。

◎問い合わせ先

町国民健康保険歯科診療所 ☎46-2130



町国民健康保険歯科診療所

診療時間

月、水、金曜日	9:00～12:30 13:30～17:45
火、木曜日	9:00～12:30 14:00～18:15
土曜日 (第1・第3)	9:00～13:00

岩手県知事 選挙 岩手県議会議員

投票日は
平成19年 **4月8日(日)**

投票時間… **7:00～18:00**

◎開票

4月8日(日) 20:00～・町役場

◎投票できる人

昭和62年4月9日以前に生まれ、平成18年12月29日までに平泉町に転入の届け出をして選挙人名簿に登録されている人
選挙人名簿に登録されていても、県外に転出した人には選挙権がありません。

◎県内の他市町村に住所を移した人

あらかじめ入場券が渡された人でも、選挙期日までに県内の他市町村に転出した人は、市町村長が証明する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示（持参）して投票します。

◎町内で転居した人

平成19年3月21日から4月8日までに町内で転居した人は、転居前の住所地の投票所（入場券に記載されている投票所）で投票することとなります。

◎期日前投票・不在者投票の場合

【期間】4月7日(土)まで

【時間】8:30～20:00

【場所】役場3階 委員会室2

県内に転出した人は「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示（持参）して投票します。

◎郵便投票の場合

【郵便投票ができる人】身体に重度の障害があり、投票所で投票することができない人。障害等級などにもよりますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

【投票用紙の請求期限】4月4日(水)

あらかじめ郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。

◎問い合わせ先

町選挙管理委員会 ☎46-2111（内線380）

投票区	投票所名
第1	第2区公民館
第2	戸河内コミュニティセンター
第3	下達谷公民館
第4	第7区公民館
第5	佐野公民館
第6	平泉町役場
第7	滝の沢公民館
第8	町立長島体育館
第9	コミュニティセンター 潤いの郷悠悠